



令和3年2月10日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄
(コード番号 1821 東証第一部)
問合せ先 企画部長 由井 孝
(TEL 03-4582-3000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記の通り自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.90%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	令和3年2月12日～令和3年6月30日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

1. 当社における株主還元方針について

「中期経営計画2019-2021」における株主還元方針は、財務体質の一層の改善を図りつつ、安定した配当を維持するとともに、総還元性向(連結)30%以上を目標に、自己株式の取得を含めた利益還元を実施することとしております。

今後も、目指す「2030年の将来像」の実現に向けた成長投資や変化する事業環境に対応できる財務体質の健全性を維持しつつ、株主還元の拡充を目指してまいります。

2. 令和2年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	158,193,687株
自己株式数	4,479,634株

以上